

「花みずき指定通所介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(佐伯市指定 第 4470500176 号)

(令和 7年 4月 1日現在)

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護サービス並びに介護予防認知症対応型通所介護サービス(以下「指定通所介護」といいます。)を提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

- 法人名 社会福祉法人 双樹会
- 法人所在地 大分県佐伯市大字池田 1699 番地の 7
- 電話・FAX 電話：0972-23-3000 FAX：0972-23-0330
- 代表者氏名 理事長 長門 仁
- 設立年月日 平成 9年 7月 23日

2. ご利用事業者の概要

(1) 名称等

事業所の名称	花みずき指定通所介護事業所 (デイサービスセンター 花みずき)
事業所の所在地	〒876-0025 佐伯市大字池田 1699 番地の 7
管理者の氏名	池田 敏精
電話・FAX	電話:0972-23-3000 FAX:0972-23-0330
事業所番号	第 4 4 7 0 5 0 0 1 7 6 号
通常の事業実施地域	佐伯市
事業所の目的	指定通所介護サービスは、介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。
事業所の基本方針	ご利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い利用者の孤立感の解消・心身機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休、ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日までは除く
営業時間	午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする

(3) 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスの提供に際して、次の職員を配置します。

管理者	常勤兼務 1 名	介護職員	常勤 2 名
生活相談員	常勤 1 名		
看護職員	常勤 1 名		

(4) 設備の概要

定員	12名	静養室	23.32 m ²
食堂	70.05 m ²	相談室	51.30 m ²
機能訓練室	70.05 m ²	送迎車	3台
浴室	30.23 m ²		

3. 事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

食 事	●当施設では栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を配慮し食事を提供します。 ●ご利用者が、一人で食べられない方は食事介助をいたします。 食事時間 12時～
入 浴	●入浴は毎日利用できます。 ●一人で入浴できない方でも、特別浴槽で入浴できます。 また、ご利用者の状態により清拭をいたします。 ●口腔衛生（歯磨き等）の手伝いもいたします。
排 泄	●排泄介助をいたします。
機 能 訓 練	●居宅サービス計画により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するため訓練を実施します。
健 康 管 理	●看護職員により、健康管理を行います。
そ の 他	●通所にかかる送迎を行います。

(2) サービス利用料金（1日当たり）

お支払いいただく各サービス利用料（法定代理受領分：1割負担）は、別紙のとおりです。ただし、制度改正等により変更を生じることが在ります。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額（10割）を一旦お支払いいただきます。この場合には要介護認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様となります。

この場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用の負担額を変更いたします。

(3) その他の費用

次の料金は、ご利用者の負担となります。

送 迎 代	無 料
食 材 料 費	1回当たり 550円
お む つ 代	自己負担
そ の 他	行事、レクレーション等利用料をいただく事態が発生した場合、その都度ご利用者と協議のうえ定めます。（原則無料）

ご利用のキャンセルは、ご利用日の当日午前8時00分までに必ずご連絡ください。

(4) 利用料金のお支払い方法

ご利用いただきました利用料金は1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので翌月20日までにお支払い下さい。

お支払い方法は、銀行振込み、現金納付の中から選んで下さい。

○銀行振込み

下記指定口座へ振込みください。なお、この場合の手数料はご利用者様負担となります。

大分銀行佐伯支店／普通預金：口座番号 5121116

名義 花みずき指定通所介護事業所 所長 長門 和子

(デイサービスセンター花みずき)

○現金納付

施設窓口で現金でお支払い下さい。また、送迎時に職員に渡していただいても結構です。(この場合、領収書は後日となります)

4. 解約権

ご利用者は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、契約を解除していただくこととなります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合また止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④契約が終了した場合
- ⑤ご利用者から解約の申し出があった場合
- ⑥事業者から解約の申し出を行った場合

5. 虐待の対応方法

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより。医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講じます。

医 師 (協力病院)	氏 名	長門記念病院 院長 山口 豊
	連絡先	0972-24-3000
医 師	氏 名	
	連絡先	
ご 家 族	氏名(続柄)	
	連絡先	

7. 非常災害対策

非常時の対策	従業者により、ご利用者の避難等の措置を講じます。
防災計画	施設の防災計画により実施します。
防災設備	定期的に施設の防災設備点検を実施します。
防災訓練	施設の防災訓練に合わせ実施します。
防災責任者	丹生 和幸

8. サービス内容に関する苦情、相談

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・当事業所における 受付窓口（担当者） 池田 敏精
- ・窓口受付 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時～17時30分
公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

佐伯市役所	佐伯市中村南町1番1号
介護保険担当課	電話 0972-22-3117
大分県国民健康保険	大分市大手町2-3-12
団体連合会	電話 097-534-8475
大分県社会福祉協議会	大分市大津町2-1-41
	電話 097-558-0300

通所介護サービスの提供の開始に当り、ご利用者に対して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 佐伯市大字池田 1699 番地の 7
花みずき指定通所介護事業所

説明者 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 ⑩

利用者代理人 住 所
氏 名 ⑩
続 柄